事故報告対応

報告対象事故	
①死亡事故	利用者に関すること
②入院を要した事故 （持病による入院等は除く）	
③（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故	
④薬の誤与薬	
⑤無断外出	

→

報告先
【身体・知的・児童の場合】 障がい援護課 各援護係 ※当該利用者の支給決定をしている係に報告 【精神障がいの場合】 各保健センター

→

施設運営に関すること
⑥感染症の発生
⑦送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
⑧事件性のあるもの （職員による暴力事件等）
⑨保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
⑩施設運営上の事故の発生 （不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出）
⑪区市町村に虐待通報をした場合 （通報した内容等）
⑫その他と区に報告の必要があると施設が判断したもの

→

施設の運営主体等
区の指定管理施設 区が建物管理している施設 【身体・知的】
区の指定管理施設【精神】 精神障がいを主な対象とする施設
上記以外

→

報告先
障がい福祉課 障がい施設調整担当
中央本町地域・保健総合支援課 精神保健係
障がい福祉課 障がい施策推進担当

→

障がい福祉課・障がい援護課内で文書供覧

→

必要に応じて障がい福祉課虐待防止・事業者指導担当が事業者支援